

環境を守って快適な暮らし

下水道に早めの接続を

自然環境の保護が世界規模で取り組まれています。水質環境の保全は水産業を基幹産業とする本町にとって大変重要な問題です。

川や海が汚染される主な原因は事業所や家庭からの排水。この排水がそのまま放流されると次第に水質が悪化し、漁業や水産業などに大きな影響を及ぼしかねません。

町では現在、船越、田の浜、大浦、大沢の四地区で下水道の

供用を開始し、水質環境の保全に努めています。しかし、平成十八年十月三十一日現在、町内で下水道が供用開始している地区のうち、接続している世帯は五四・一割（生活雑排水のみ下水道に接続している家庭を含む）で、トイレの水洗化率は五〇・二割。下水道が利用できる世帯のうち、半数しか利用されていないこととなります。

▽下水道に接続することにより
▽生活雑排水が道路側溝に流出

しないため、悪臭やハエ、カの発生を防ぎ、快適な暮らしを送ることができる▽水質汚濁の大きな原因となる家庭や事業所などからの排水を浄化し、川や海をきれいに保つ——など、水質環境を守りながら、生活環境の向上を図ることが出来ます。

下水道が整備されている地区にお住まいで、まだ利用されていないご家庭は、ぜひ下水道に接続しましょう。

◆問い合わせ 役場地域整備課
下水道庶務担当（☎82-3111内線212）へどうぞ。

排水設備工事費の融資制度ご利用を

町内金融機関では、下水道に接続するための排水設備工事の資金を融資しています。

対象となる工事は、下水道の供用を開始した日から7年以内に行われるものです。なお、新築や建築確認を伴う増改築の場合は対象となりません。

また、対象となる条件を満たしている場合であっても、金融機関の審査によりご融資できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

▷対象者 町税と上下水道使用料を滞納していない人

※町内に住所があり、上記の条件を満たす連帯保証人1人が必要です。

▷対象となる工事 下水道の供用を開始した日から7年以内に行われる排水設備工事（地区により対象期間が異なりますので、詳しくはお問い合わせください）

※大浦地区は供用開始から7年以上経過しているため、対象外となります。

▷融資限度額 一戸建て一般住宅…90万円
共同住宅…270万円（水洗大便器を設置する一戸につき45万円、上限6戸）

▷償還期間 5年（60回払い）

▷利子補給制度 町が利子分を補助します（年4%を上限）。

◆問い合わせ 役場地域整備課下水道庶務担当（☎82-3111内線212）へどうぞ。

合併処理浄化槽の設置補助 申し込み受け付けを開始



◆浄化槽の価格（参考）

区 分	金 額
5人槽	68万円程度
7人槽	90万円程度
10人槽	133万円程度

◆補助金の額

区 分	補助金額
5人槽	36万3千円
7人槽	44万1千円
8～10人槽	57万6千円
51人槽以上	該当なし

※人槽は建物の延べ面積によって決まります。詳しくはご相談ください。

なります。

※単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）は生活雑排水を処理せず放流するため、排出される汚濁物質は合併処理浄化槽の約八倍に上ります。単独処理浄化槽を設置している方も合併処理型への切り替えをご検討ください。

町では、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成十九年度の申し込みを受け付けますので、家の新築やトイレ、風呂の改築などを計画しているご家庭では、浄化槽の設置をご検討ください。

補助対象となる地区は▽小谷鳥▽澁磯▽豊間根▽荒川▽織笠——です。なお、山田地区は下水道整備地区を除いた地域が補助対象と

設置する際には浄化槽の費用のほかに、取り付けやトイレの水洗化、排水管の工事費などが掛かります。補助金の交付額は右表のとおりですが、補助金が交付できる戸数には限りがありますので、合併処理浄化槽の設置をご希望の方は、計画の段階でご相談ください。

※申し込み多数の場合は、抽選とします。
◆申込期限 二月二十八日
◆申込先・問い合わせ 役場地域整備課下水道庶務担当（☎82-3111内線212）へどうぞ。